

江府町告示第 14 号

江府町間伐・作業道等造林事業費補助金交付要綱の制定をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

江府町長 白石祐治

江府町間伐・作業道等造林事業費補助金交付要綱

制定 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、江府町間伐・作業道等造林事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、江府町補助金等交付規則（昭和38年江府町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県造林事業実施要綱（平成17年1月27日付第200400001557号鳥取県農林水産部長通知。以下、「県要綱」という。）に係る補助金の交付決定を受けたものとする。

(補助金の交付)

第4条 町長は、第2条の目的を達成するため、別表第2欄に掲げる者（以下「森林所有者等」という。）に対し、別表第4欄に係る経費のうち予算の範囲内で本補助金を交付する。

(交付申請の委任)

第5条 補助金の交付を受けようとする森林所有者等は、本補助金の交付申請、支払請求及び受領の事務（以下「交付申請等の事務」という。）を、補助事業の施業地を区域とする森林組合長等の第三者に委任することができる。
2 森林所有者等は前項の規定により交付申請等の事務を森林組合長等の第三者に委任する場合には、様式第1号の委任状を森林組合長等の第三者に提出するものとする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、鳥取県補助金等交付規則第18条第1項の通知日から60日以内又は通知日以降の最初に到来する3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。
2 規則第5条の申請書に添付する書類は、江府町間伐・作業道等造林事業実績及び収支決算書（様式第2号）によるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、交付申請を受けた後、規則第6条により本補助金を交付すべきものと認められ併せて事業が完了し、額が確定している場合は、江府町間伐・作業道等造林事業費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第11条第1項の町長が別に定める軽微な変更は、別表第7欄に掲げる重要な変更以外の変更とする。

2 前条の規定は、変更等の承認について準用する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、各年4月1日以降に着手した事業について適用する。

別表

1 対象事業	2 事業主体	3 補助対象森林	4 補助対象経費	5 補助率	6 実施基準	7 重要な変更
間伐・作業道等造林事業	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者（森林所有者から補助事業の委託を受けた個人事業者及び法人も含む。） 、 森林組合及び素材生産業を営む者（日本標準産業分類にある「素材生産業」を営む個人事業者及び法人とする。）	個人及び町内に主な拠点を有する法人が所有する森林であつて、森林経営計画認定（町長認定に限る）を受けた森林。	1) 間伐（搬出） 2) 森林作業道の新設 [造林事業を活用]	1) 保安林（間伐・作業道）12% 2) 普通林（間伐）7% を上乘せ	1) 間伐 不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費 2) 森林作業道 伐開費、除根費、土工費、工 作物設置費	補助対象経費の増及び30パーセントを超える減

様式第1号（第5条関係）

委任状及び精算依頼書

代理人
住所
氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

私（ども）は、
を代理人と定め、次の事項を委任します。

年度江府町間伐・作業道等造林事業費補助金の交付申請、支払請求及び受領等に関すること。

年 月 日

委任者 住 所
氏 名 印

住 所
氏 名 印

※ 本様式については、実情に応じ、適宜修正して用いること。

様式第2号（第6条関係）

年度 江府町間伐・作業道等造林事業実績及び収支決算書

1 事業の内容

(1) 間伐施行地の概要

森林所有者氏名	施行地				樹種	林齢	間伐面積 (ha)	間伐材積 (m ³)	保安林の場合 は○を 記入	備考
	市 町 村	大字	字	地番						

(注) 1 間伐面積は、少数第2位まで記載すること。

2 出荷区分は、自力・委託の別を記載すること。

「自力」とは、森林所有者が自ら出荷又は販売する場合、「委託」とは、森林所有者が森林組合等へ間伐材の出荷又は販売を委託する場合をいう。

(2) 森林作業道の概要

作業道の名称	幅員 (m)	開設延長 (m)	管理主体

2 収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
町 補 助 金		
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

区 分	予算額 (精算額)	備 考
事 業 費		

3 事業完了年月日

年 月 日

4 添付書類

(1) 委任状 (様式第1号)

森林所有者から交付申請等の委任を受けた場合に作成すること。

(2) 森林経営計画認定書の写し

(3) 間伐施行地及び森林作業道の位置図

原則、森林計画図に作成すること。

間伐施行地及び森林作業道を赤色線で図示すること。

(4) 間伐施行地の状況写真

施行地ごとに2枚程度添付すること。

作業の実施状況がわかるのものとすること。

(5) 鳥取県造林事業費補助金に係る補助金等の額の確定通知書の写し

番 号
年 月 日

様

江府町長

年度江府町間伐・作業道等造林事業費補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金の交付について、江府町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第8条及び第19条の規定により下記のとおり交付決定し併せて額を確定したので、江府町間伐・作業道等造林事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称 江府町間伐・作業道等造林事業

2 交付決定額及び確定額 金 円

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。